

岩国市保育園民営化実施基準

(平成 25 年 1 1 月策定)

(平成 27 年 1 0 月改正)

I 実施基準

1 目的

「岩国市保育園整備に関する基本方針及び整備計画」(平成 25 年 3 月策定)に基づき、公立保育園の民営化を進めるに当たり、子どもや保護者が安心し、かつ満足できる保育生活を送れるように、次のとおり民営化実施基準を定めます。

2 民営化の形態

民営化には、公設民営（指定管理者制度の導入又は業務委託）と民設民営（民間移管）の方法があります。

公設民営における「指定管理者制度の導入」「業務委託」については、定期的に事業者選定を行わなければならないため、保育の実施の継続性という観点から児童数の推移及び地域の状況等を総合的に検討し、適当であると認められる場合に限り実施します。

このことから、本市においては、設置主体及び運営・管理のすべてを民間事業者に移管し、柔軟かつ自主的な保育サービスを提供可能とする「民設民営（民間移管）」の方法で実施します。

3 事業主体

事業主体は、移管後において質の高い保育を実施するとともに、長期的に安定かつ健全な事業運営を確保できる者としします。

このため、岩国市内において良好な保育運営の実績のある法人（ただし、えきまえ保育園及びたかもり保育園については、認可保育所、幼稚園又は認定こども園を設置運営している社会福祉法人及び学校法人並びに市内で子どもの健全育成を図る活動を行うことを主たる目的として設立された特定非営利活動法人とする。）で、社会福祉事業に対する熱意と優れた見識を持つとともに、確かな経営基盤と社会的信用を具えている法人としします。

4 選考方法

移管先となる社会福祉法人等（以下「移管法人」という。）の選考については、プロポーザル（企画提案）方式により募集を行うとともに、「岩国市保育園の民営化に係る移管法人選考委員会（以下「移管法人選考委員会」という。）」を設置し、当該移管法人選考委員会の意見を基に、市長が決定します。

(1) 移管法人選考委員会の構成

学識経験者、福祉・教育関係者、対象保育園の保護者の代表者等

(2) 移管法人選考委員会の所管事項

選考基準・募集要項の審議・決定

5 財産の貸付等

公立保育園の民間移管は、地域の子育て拠点としての保育サービスや機能を拡充するものです。移管先の法人の継続的・安定的な運営を図るため、次のとおり市有財産の取扱いを行います。

なお、市議会の議決を要する場合は、当該手続き後に貸付け又は譲渡を行います。

(1) 土地

5年間は、無償で貸し付けます。無償貸付期間満了後は、保育用務として使用する場合、期間を更新することができるものとします。

なお、施設の建設を条件に移管する場合の貸付期間については、市との協議のもとに決定します。

(2) 建物及び工作物

建物及び工作物については、保育園ごとの施設の状況に応じ、市との協議のもとに決定します。

(3) 物品 無償譲渡します。

6 移管に係る運営条件

公立保育園の移管に当たり、次の事項を運営条件とします。

(1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等関係法令を遵守すること。

(2) 利用定員 市と協議した定員数を確保すること。

(3) 開所時間・休園日 市と協議した開所時間・休園日とすること。

参考：公立保育園 午前7時30分～午後7時（延長保育含む。）

(4) 特別保育

- ・延長保育事業を実施すること。
- ・障害児保育事業を実施すること。
- ・一時預かり事業を実施すること。
- ・地域子育て支援事業を実施すること。
- ・その他の特別保育事業の実施については、必要に応じて検討を行う。

(5) 職員配置

職員の配置については、児童福祉施設最低基準等に定めるところによること。

(6) 保育内容・行事

保護者の意見を十分聴き、理解を得ながら行うこと。

(7) 給食・保健衛生・防災対策

- ① 給食は、自園調理方式を採ること。ただし、調理業務の委託は可能です。
- ② 給食の提供に当たっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
- ③ 食育基本法（平成17年法律第63号）及び「保育所における食育に関する指針」

に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

- ④ 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康診断を徹底すること。
 - ⑤ 児童に対しては、年2回以上の健康診断や歯科検診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を図ること。
 - ⑥ 非常災害等、緊急時の安全確保を図るため、施設内防災計画の策定を行うとともに随時見直しを行うこと。また、当該防災計画に基づき、関係機関との連携協力体制、避難誘導等の体制整備を図ること。
- (8) 費用の徴収
市が事前に認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。ただし、移管後新たな保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者への説明・理解を得た上で実施すること。
- (9) 職員研修
職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- (10) 保護者との懇談等
保護者との懇談会を適時実施し、保護者の意見や要望に対し誠意をもって対応すること。
また、保護者の苦情等に対しては、解決の仕組みを整備・公表するなどして円満な解決を図ること。

Ⅱ 民営化の進め方

1 移管対象園の選定

移管対象とする保育園の選定については、就学前児童数の推移、施設の耐震性・老朽化などの状況、立地条件、利便性、地域の特性等を総合的に検討して選定します。

2 スケジュール

保護者等への説明や法人における準備期間を十分確保できるよう移管計画（おおむね2年間）を策定します。ただし、施設の建設を条件に移管する場合は、当該計画期間や内容を変更することがあります。

- (1) 移管予定園の公表から移管法人の決定までの期間について
 - ・保護者や地元住民との意見交換を行います。
- (2) 引継ぎ期間について
 - ・円滑な引継ぎが行われるよう、必要な指導・改善を行います。
 - ・市職員（保育士）と移管法人職員が共同で保育に当たる期間を設けます。
 - ・保護者、事業者及び市（以下「三者」という。）は、保育内容や提供サービス（費用含む）、給食関係等について協議し、合意形成を図ります。

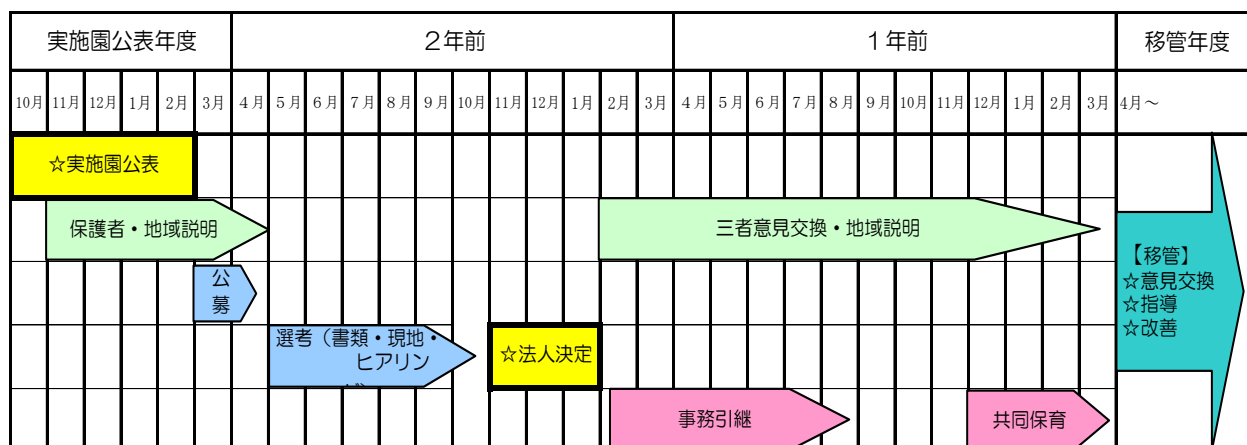
3 保護者説明

移管園の子どもや保護者が、安心して通園できるよう、適時情報提供を行うとともに、意見交換などの場を設けます。

【保護者(地域)説明会】 園選定理由の説明や法人決定後の法人紹介を行います。説明会に出席できない方にも、意見聴取・情報提供などの対応を図ります。

【保育園見学会】 移管先法人の保育園の運営状況等の見学や、法人との意見交換の場を設けます。

【共同保育】 市と法人との共同保育や体験保育などの場を設けます。



4 移管対象保育園の非常勤職員の雇用について

移管対象保育園に勤務する非常勤職員（臨時職員等）で、移管法人での就労を希望するものについては、採用されるよう支援します。

Ⅲ 移管後の対応

移管後、事業者の質の維持・向上のため、市が訪問指導を行います。また、一定期間三者による意見交換会を開催し、保育内容を確認するとともに、改善を要する場合は、指導を行います。